

「くまもとの赤」ブランド加工品登録募集要領

1. 目的

熊本県では、「赤」をイメージさせる県産農林水産物や、これらを使った加工品を「くまもとの赤」ブランドとして全国に向けてPRしております。

そこで、「くまもとの赤」ブランドの加工品として登録する商品を募集します。

2. 応募資格

応募資格を有するものは、「くまもとの赤」ブランド加工品を製造又は販売する者で、次のとおりとします。

- (1) 熊本県内に所在する企業、団体、生産者、個人事業主等
- (2) 熊本県外に所在する企業、団体、生産者、個人事業主等については、商品を販売する期間中、毎年度申請を行うことを条件として対象とします。

3. 登録要件

「くまもとの赤」ブランドの加工品として登録する商品は、次の①又は②の要件を満たす商品とします。

《要件》

- ①「赤」をイメージさせる県産農林水産物を原料としたもの

※一例

区分	品目
農畜産物	トマト、すいか、いちご、赤なす（ヒゴムラサキ）、甘藷、人参、あか牛、天草大王（赤鶏）、馬肉など
林産物	椎茸、キクラゲなど
水産物	マダイ、マダコ、車エビ、アカウニなど

- ②県産農林水産物を主な原料とし、商品が「赤」をイメージできるもの

4. 応募方法

別紙申請書に必要事項をご記入のうえ、商品の写真を添付し、下記申請先までメール又は郵送にてご提出ください。

結果については、後日文書で通知いたします。

5. 留意事項

- ・今回の募集は加工品を対象としており、生鮮品や料理は対象外とします。
- ・提出された書類は返却いたしません。
- ・登録品の写真や説明文等をホームページやメディアなどの取材記事、報道に使用することを事前に了承し、その内容については熊本県農林水産部に一任するものとします。
- ・登録品については、パッケージ等に「くまもとの赤」ロゴマークを使用することができます。
- ・登録申請時点の内容から変更がある場合や登録品の取扱いを中止する場合等は、下記問合せ先までご連絡ください。

6. 申請先・お問合せ先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺6-18-1 本館9階
熊本県農林水産部食のみやこ推進局流通アグリビジネス課
TEL: 096-333-2470
FAX: 096-383-0380
MAIL: kumamotonoaka@pref.kumamoto.lg.jp